広島県いじめ防止基本方針

平成26年3月19日策定

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、広島県として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「広島県いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見(認知)し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 広島県におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも, どの学校でも, 起こりうるものであり, 次に示す視点を中心と して, 取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが 重要であることから、児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設 置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童生徒の主体的な活動を支援 する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ 防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじ められた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校, 家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

4 広島県におけるいじめの防止等に関する取組

広島県は、「広島県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめの防止等のための対策を推 進する。

(1) いじめの防止等に係る組織

関係機関や市町教育委員会等との連携や法の定める「重大事態」の調査を行うための組織は、次のとおりとする。

ア 広島県相談機関ネットワーク

県内の相談機関相互の連携及び関係機関との連携を密に行い、相談・指導方法に関する調査研究や研究協議会等を開催することにより、相談機関の指導内容・方法の充実を図り、もっていじめや不登校等の問題の解決に向けた取組を行う。

イ 広島県いじめ問題調査委員会

「広島県いじめ問題調査委員会」は、第三者の専門家(心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官及び弁護士等)で構成する。この委員会は、県立学校及び私立学校等における重大事態のうち、設置者又は学校が行った調査の結果に対して、広島県知事又は広島県教育委員会が、調査が必要と判断したものについて、公平性・中立性を確保した調査を行う。

「重大事態」の定義(いじめ防止対策推進法第28条第1項による)

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめの防止等に関する取組

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地 を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳 教育及び体験活動等の充実を進める。

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう,市町教育委員会,関係機関, 学校,家庭及び地域社会の連携の強化など,必要な体制を整備する。

- ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職 員研修の充実等、必要な取組を行う。
- エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、「いじめダイヤル 24」等、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。
- オ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。
- キ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の 普及を行う。
- ク 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を進める。
- ケ いじめの防止等のための取組が、総合的かつ効果的に推進されるよう、県立学校 及び市町教育委員会に対し必要な指導・支援を行うとともに、学校法人及び私立学校 に対し助言する。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織 (「いじめ防止委員会」)を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操 を培う。
- ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家

族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、児童生徒が主 体的に活動できるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的,計画的なアンケート調査及び 個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

調査組織(プロジェクトチーム等)を編成するとともに、対応フロー図を作成する。

6 重大事態への取組

重大事態が発生した場合,学校は,速やかに学校の設置者に報告するとともに,プロジェクトチーム等を編成し,調査等の適切な取組を行う。

(1) 県立学校の場合

- ア 重大事態が発生した場合,学校は県教育委員会に報告し,県教育委員会は県知事 に報告する。
- イ 学校は、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、県教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を県教育委員会に報告する。
- ウ 県教育委員会は、プロジェクトチームの編成に当たり、必要に応じて、専門的知識を有する者を学校に派遣する。
- エ 県教育委員会は、さらに調査が必要であると判断した場合は、「広島県いじめ問題 調査委員会」に調査を要請する。
- オ 「広島県いじめ問題調査委員会」は、学校が設置したプロジェクトチームによる 調査の結果について調査を行い、県知事及び県教育委員会に、その調査の結果を報 告する。
- カ 学校及び県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための

取組を行う。

(2) 私立学校の場合

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、県知事に報告する。
- イ 学校法人又は学校は、調査組織を設置し、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、県知事に、調査の結果を報告する。
- ウ 学校法人又は学校による調査結果について, さらに調査が必要であると県知事が 判断した場合は、県知事は「広島県いじめ問題調査委員会」に、調査を要請する。
- エ 「広島県いじめ問題調査委員会」は、学校法人又は学校による調査の結果について調査を行い、県知事に、その調査の結果を報告する。
- オ 県知事は、「広島県いじめ問題調査委員会」の調査の結果を踏まえ、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

(3) 市町立学校の場合

- ア 重大事態が発生した場合,市町立学校は市町教育委員会に報告し,市町教育委員会は市町の長に報告する。
- イ 市町教育委員会の判断により、調査組織を市町立学校又は市町教育委員会内に置き、調査する。
- ウ 市町立学校に調査組織を置く場合は、市町教育委員会の指導助言のもとに調査を 行い、その結果を市町教育委員会に報告する。市町教育委員会は、調査結果を市町 の長に報告する。
- エ 市町教育委員会に調査組織を置く場合は、市町立学校とともに調査を行い、市町 の長に報告する。
- オ 県教育委員会は、市町教育委員会又は市町立学校に置く調査組織に対し、必要に 応じて、専門的知識を有する者を派遣する。
- カ 市町の長が必要と判断した場合は、市町の長の附属機関が再調査を行う。
- キ 市町の長から、県教育委員会に対して、「広島県いじめ問題調査委員会」による再 調査の要請があった場合、県教育委員会は、「広島県いじめ問題調査委員会」に調査 を要請する。

7 「広島県いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

広島県いじめ防止基本方針は、広島県ホームページ及び広島県教育委員会ホームページ で公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを 行う。